

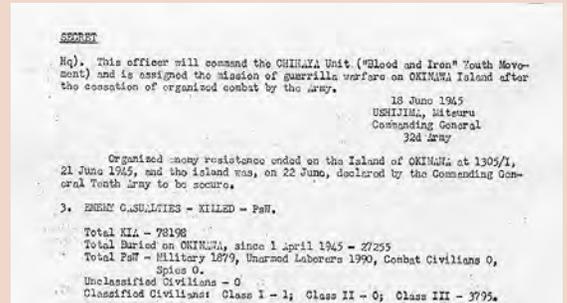


# 「慰霊の日」のはじまり

## ▶「慰霊の日」当初は6月22日

沖縄戦終結から16年経った1961年、琉球政府立法院は、「住民の祝祭日に関する立法」（1961年立法第85号）において、沖縄の戦没者の霊を慰め平和を祈る日として「慰霊の日」を制定しました。

「慰霊の日」は、日本軍の組織的戦闘の終結した時点、すなわち第32軍の牛島司令官と長参謀長の自決した日とし、6月22日説が採用されました。



〔国防総省/陸軍/戦闘地域関連文書〕

「G-2 Summary June 1945」

沖縄戦の組織的抵抗が6月22日に終了したことを示す文書

1945年6月 資料コード000011468

## ▶1965年の立法改正

1965年3月、第28回立法院議会で「住民の祝祭日に関する立法の一部を改正する立法案」が提出され、「慰霊の日」を変更する審議が行われました。行政法務委員会が立法改正の際に再調査した報告を読むと、「慰霊の日」を6月23日に改めた経緯がわかります。

1965年「第28回（定例）立法院議録第6号」より抜粋 1965年3月  
公文書館HP「琉球立法院議録」データベースで公報画像が閲覧できます。

○星克君（略）沖縄観光協会事務局長山城善三氏の参考意見をもとに、さらに大蔵省官房調査課発行の覚書終戦戦時開始末第七巻による資料から当時の第三十二軍司令官牛島中将が自決した日、これは昭和二十年の六月二十三日午前四時半頃ということがもつとも信憑できる事実であると認めまして、このように改めた次第であります。（略）今回の改正の機会に調査いたしましたところ、二十二日ということもあながち間違いではなかった。なぜならば、予定、つまり二十二日に自害する。そういう決意で墓標などにも書き入れたのが、当時の敵軍の状況から二十二日に果たすことができず、二十三日の午前四時半に決行したという事実を物語る記録が沢山あるのです。（略）以上のようなわけで二十三日に変更することが妥当であると考えたのでございます。」

## ▶1974年 沖縄県条例で「慰霊の日」制定

琉球政府時代に制定された「慰霊の日」は、沖縄独自の休日でした。日本復帰すると「国民の祝日に関する法律」適用となり、「慰霊の日」は休日から除外されました。

その後、沖縄県は「『慰霊の日』を定める条例」（1974年10月21日条例第42号）を以下の通り公布しました。以後「慰霊の日」は、戦没者追悼と平和を祈る日として県民に浸透していきます。

### 沖縄県「慰霊の日」を定める条例

第一条 我が県が、第二次世界大戦において多くの尊い生命、財産及び文化的遺産を失った冷厳な歴史的事実にかんがみ、これを厳粛に受けとめ、戦争による惨禍が再び起こることのないよう、人類普遍の願いである恒久の平和を希求するとともに戦没者の霊を慰めるため、慰霊の日を定める。

第二条 慰霊の日は、6月23日とする。



〔沖縄県文書/広報課文書〕

「琉球政府関係写真資料 10」

糸満 摩文仁の慰霊祭 1963年6月

資料コード0000016623 写真番号002588